

地域密着型サービス事業所  
老人短期入所施設  
ケアハウス  
有料老人ホーム

管理者 様

(事務連絡)  
令和8年 3月31日

太田市健康医療部  
介護サービス課長 中島 崇行

## 令和8年度国当初予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (ハード交付金)の補助要望調査について(照会)

平素より本市介護保険行政の円滑な運営にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、表題の件につきまして、下記のとおり補助要望調査を行います。補助金の交付を希望される事業者につきましては、必要書類を期日までにご提出ください。なお、国における採択や本市予算措置の状況によっては、希望に添えない場合があることを申し添えます。

### 記

#### 1. 事業メニュー

##### ①認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 利用者の安全確保等の観点から実施する施設の耐震化整備費用
- 利用者の安全確保等の観点から実施する老朽化に伴う大規模な修繕費用
- 利用者の安全確保等の観点から実施する施設の水害対策強化事業
- 緊急災害用の自家発電設備の設置、交換、改修費用

##### ②高齢者施設等の給水設備整備事業

- 緊急災害に対応できる受水槽・地下水利用給水設備の整備費用

##### ③高齢者施設等の安全対策強化事業

- ブロック塀等の改修費用

##### ④高齢者施設等の換気設備設置事業

- 入所系高齢者施設等の換気設備等の設置費用

※詳しくは事業の概要(参考1、参考2)をご参照ください。

#### 2. 提出書類

ア 調査票(別添3)整備計画一覧表

イ 平面図、位置図、写真等(現況及び改修予定箇所がわかるもの)

ウ 見積書(2社以上の見積徴取をお願いします)

エ ブロック塀等の安全点検チェックリスト(③高齢者施設等の安全対策強化事業のみ)

※調査票(別添3)及びブロック塀等の安全点検チェックリストの様式については、太田市ホームページにも掲載いたしますので、ダウンロードしてご使用ください。

※複合施設(1施設で複数のサービスを実施している場合)は、按分計算が必要となりますので、別途ご相談ください。

### 3. 提出部数

電子媒体 1部（見積書や平面図など、データ化が難しい場合はご相談ください）

### 4. 提出期限

令和8年4月20日（月）

### 5. 提出先

〒373-8718 群馬県太田市浜町2-35  
太田市役所 介護サービス課 地域支援係  
メール：020800@mx.city.ota.gunma.jp

### 6. 注意事項

- (1) 国への事前協議を経て、事業内示が行われ予算の範囲内で実施されますので、ご希望に添うことができない場合もございます。
- (2) 事業着手（契約等）は国の内示後となり、令和7年度中に完成させることが条件となります。内示時期は未定となっており、年度後半になると、工事期間の確保が難しくなる可能性もあります。工事着工から完成までのスケジュールについて、見積書を取得した工事業者等に事前に確認をお願いします。
- (3) 工事業者選定にあたっては、太田市契約規則に準じた方法により、入札又は複数業者による見積徴取が必要な場合があります。
- (4) 工事完了後は、太田市で完了検査を実施する場合があります。

◀事務担当□  
健康医療部介護サービス課  
地域支援係 担当：柿沼、真塩  
TEL：0276-47-1856  
Mail：020800@mx.city.ota.gunma.jp

## (参考1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の概要

### ①認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- (1) 利用者の安全確保の観点から施設の耐震化整備を実施するもの。ただし、建築基準法等の各法令違反の状態を改善することを目的としたものは、補助対象になりません。
- (2) 利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施するもの。
- (3) 利用者の安全確保の観点から施設の水害対策強化を実施するもの。ただし、建築基準法等の各法令違反の状態を改善することを目的としたものは、補助対象になりません。
- (4) 緊急災害用の自家発電設備の整備を実施するもの（燃料等、稼働に要するものは対象外）

### ②高齢者施設等の給水設備整備事業

災害等による長期間の停電・断水に対応できる十分な容量のある非常用自家発電設備（燃料タンク含む）、受水槽・地下水利用給水設備の整備を実施するもの。

### ③高齢者施設等の安全対策強化事業

劣化・損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀の改修を実施するもの。ブロック塀等の安全点検チェックリストをご作成いただき、基準不適合の場合のみ、申請を認めます。

なお、ブロック塀の撤去のみを目的としたものは、補助対象になりません。

### ④高齢者施設等の換気設備設置事業

施設の立地等により窓等があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備を設置するもの。

## ■補助対象施設一覧

■補助対象施設一覧					
事業メニュー		①防災改修等支援事業	②給水設備整備事業	③安全対策強化事業（ブロック塀）	④換気設備の設置事業
補助率		100%	国 50% 市 25% 事業所 25%	国 50% 市 25% 事業所 25%	100%
補助上限／加減		上限：833万円又は1,660万円（施設） 下限：80万円（ただし、非常用発電設備は下限なし）	なし	なし	補助上限：4,310円／㎡ 下限：なし
補助対象施設	①	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所施設	○（1,660万円）※特養に限る	○ ※特養に限る	○
	②	ケアハウス（定員29人以下）	○（1,660万円）	○	○
	③	有料老人ホーム（定員29人以下）	—	—	○
	④	地域密着型通所介護	—	—	○
	⑤	認知症対応型通所介護	○（833万円）	○	○
	⑥	①以外の老人短期入所施設（定員29人以下）	—	—	○
	⑦	認知症高齢者グループホーム	○（833万円）	○	○
	⑧	小規模多機能型居宅介護	○（833万円）	○	○
	⑨	看護小規模多機能居宅介護	○（833万円）	○	○
	⑩	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○（833万円）	○	○

(参考2) 補助金申請から工事完了までの流れ

